

# BSEに関する飼料規制の概要

## (1) 飼料規制の基本的考え方

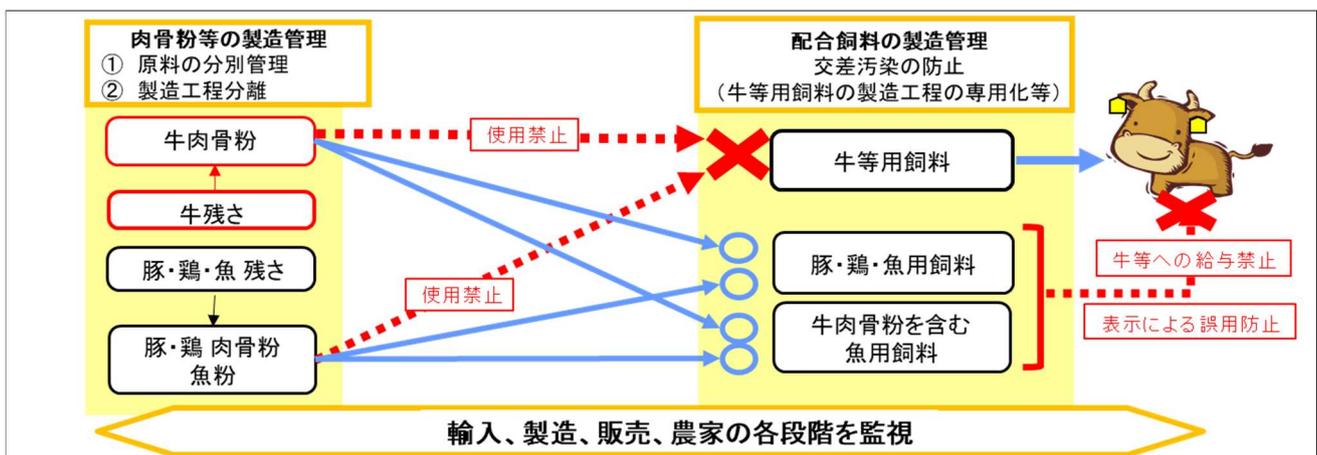
- BSEの感染源となりうる原料の飼料利用を規制(原料規制)  
肉骨粉、魚粉、動物性油脂等を牛用飼料として利用することを禁止
- 牛用飼料とその他飼料の分離(製造工程分離)  
牛用飼料とその他飼料の交差汚染を防止するため、飼料の製造、出荷、運送、保管、給与の各段階において分離  
(注:「牛用飼料」には、牛、めん羊、山羊、鹿用飼料が含まれる。)

### 【飼料規制導入の経緯】

- ・反すう動物由来肉骨粉等について、反すう動物用飼料への使用を停止(通知、H8.4)
- ・反すう動物由来肉骨粉等を用いた反すう動物用飼料の製造・販売・使用を禁止(省令、H13.9)
- ・肉骨粉等の動物由来たん白質について、全ての国からの飼料・肥料としての輸入、国内における製造・出荷を一時全面停止(通知、H13.10)
- ・飼料原料である動物由来たん白質(肉骨粉等)の製造工場において、製造可能な動物由来たん白質とその他のたん白質との製造工程を完全に分離し、その旨を農林水産大臣が確認する制度(大臣確認制度)を導入(省令、H13.10)

## (2) 大臣確認制度等により交差汚染防止対策を講じることを前提としつつ、最新の科学的知見に基づきリスク評価を行った上で、順次、飼料規制の範囲の見直しを実施

- ・豚由来肉骨粉の豚、鶏及び養魚用飼料への利用再開  
(省令、豚・鶏用 H17.4 施行 養魚用 H20.5 施行)
- ・ハム、ソーセージ及び水産練り製品等の製造工程から出る動物由来たん白質を含む食品残さの豚、鶏及び養魚用飼料への利用再開(告示、H26.5 施行)
- ・牛由来肉骨粉の養魚用飼料への利用再開(省令、H27.4 施行)
- ・いのしし由来肉骨粉の豚、鶏及び養魚用飼料への利用再開(省令、H28.9 施行)
- ・めん羊、山羊、馬由来肉骨粉の養魚用飼料への利用再開(省令、H30.4 施行)
- ・馬由来肉骨粉の豚及び鶏用飼料への利用再開(省令、R2.5 施行)
- ・牛、めん羊、山羊由来肉骨粉の豚及び鶏用飼料への利用再開(省令、R6.10 施行)



## ○ 動物由来たん白質の飼料利用の規制状況

動物由来たん白質等の種類	由来動物	給与対象家畜 <sup>※注1</sup>				
		牛など	豚	馬	鶏	養魚
乳、乳製品	ほ乳動物	◎	◎	◎	◎	◎
卵、卵製品	家きん	◎	◎	◎	◎	◎
ゼラチン、コラーゲン	ほ乳動物(反すう動物は、牛・めん羊・山羊に限る。) <sup>※注2</sup> ・家きん・魚介類	◎	○	○	○	○
動物由来たん白質	牛・めん羊・山羊(SRM等 <sup>※注3</sup> を除く。牛・めん羊・山羊と分別されない豚(いのししを含む。以下この表において同じ。) <sup>※注4</sup> ・馬・家きんを含む。)	×	○	○	○	○
	豚					
	馬					
	家きん					
	豚・馬・家きん混合					
血粉、血しょうたん白質	豚	×	×	×	×	×
	馬					
	家きん					
	豚・馬・家きん混合					
肉骨粉、加水分解たん白質、蒸製骨粉(チキンミール、フェザーミール、肉粉を含む)	牛・めん羊・山羊(SRM等を除く。牛・めん羊・山羊と分別されない豚・馬・家きんを含む。)	×	○	○	○	○
	豚					
	馬					
	家きん					
	豚・馬・家きん混合					
魚粉などの魚介類由来たん白質	豚	×	×	×	×	×
	馬					
	家きん					
	豚・馬・家きん混合					
魚粉などの魚介類由来たん白質	魚介類	×	○	○	○	○
動物由来たん白質を含む食品残さ	ほ乳動物・家きん・魚介類	×	○	○	○	○
	ほ乳動物・家きん・魚介類	◎	◎	◎	◎	◎
その他 <sup>※注6</sup>	骨灰、骨炭(一定の条件で加工処理されたもの)					
	第2リン酸カルシウム(鉱物由来、脂肪・たん白質を含まないもの)	◎	◎	◎	◎	◎

- 注1 「牛など」には牛、めん羊、山羊及び鹿が含まれる(飼料安全法の対象家畜として、めん羊、山羊及び鹿を追加(政令、H15.7.1)。食用に供する馬を追加(政令、R2.12.1))
- 注2 「◎」は使用可能  
「○」は、基準に適合することについて農林水産大臣の確認を受けた工場の製品のみ使用可能
- 注3 「SRM等」とは、牛の特定危険部位(30月齢超の牛の脳等)、めん羊・山羊の特定危険部位(12月齢超の脳等)及び農家でへい死した牛などと畜検査を経ていない牛の部位のこと
- 注4 牛血粉等又は牛肉骨粉等を含む飼料は、基準に適合することについて農林水産大臣の確認を受けた工場において製造されなければならない
- 注5 食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたもの及び畜産加工品の製造工程で発生した残さであって、牛等に由来する食品の製造工程から完全に分離された製造工程から発生したものであることについて農林水産大臣の確認を受けたもの
- 注6 「その他」に記載されたものは、動物由来たん白質及び動物性油脂の規制の対象外
- 注7 表に記載されていない動物性たん白質は飼料への使用はできない(蹄粉、角粉、皮粉、獣脂かなど)

## ○ 動物性油脂の飼料利用の規制状況

油脂の種類	不溶性不純物含有量の基準(%以下)	給与対象家畜					
		牛など		豚	馬	鶏	養魚
		代用乳	その他				
動物性油脂 <sup>※注1</sup>	特定動物性油脂 <sup>※注2</sup>	0.02	◎	◎	◎	◎	◎
動物性油脂	イエローグリース <sup>※注4</sup>	0.15	×	×	○	○	○
	豚(いのししを含む。)、鶏由来	0.15	×	○	○	○	○
	SRM等 <sup>※注5</sup> 由来	—	×	×	×	×	×
	回収食用油 <sup>※注6</sup>	0.02	○	○	○	○	○
		0.15	×	×	○	○	○
魚油 <sup>※注8</sup>	—	◎	◎	◎	◎	◎	
上の各欄に記載された以外の動物性油脂	—	×	×	×	×	×	

- 注1 「動物性油脂」には、植物性油脂を含む場合も含まれる
- 注2 「特定動物性油脂」とは、食用脂肪のみを原料とする動物性油脂(不溶性不純物0.02%以下)のこと
- 注3 「◎」は使用可能  
「○」は、基準に適合することについて農林水産大臣の確認を受けた工場の製品のみ使用可能
- 注4 「イエローグリース」とは、と畜残さ等をレンジングして得られたもの。死亡牛及び30月齢を超える牛のせき柱が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程で製造されたもの(確認済動物性油脂)のみ使用可能
- 注5 「SRM等」とは、牛の特定危険部位(30月齢超の牛の脳等)、めん羊・山羊の特定危険部位(12月齢超の脳等)及び農家でへい死した牛などと畜検査を経ていない牛の部位のこと
- 注6 「回収食用油」とは、飲食店等から回収された使用済の食用油(動物性油脂が混入していないことが明らかな場合は、動物性油脂の規制対象外)。原料の種類、収集先等が確認できるもののみ使用可能(確認済動物性油脂としての扱い)
- 注7 牛由来油脂が混入していないことが確認できるものは使用可能
- 注8 「魚油」とは、魚介類のみを原料として、ほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質の製造工程と完全に分離された工程で製造されたもの